

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、港湾の運営の効率化による国際競争力の強化及び規制の見直しによる利便性の向上を通じて港湾の活性化を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土交通大臣は、特定重要港湾であつて、民間事業者により一体的に運営される一定規模以上の国際コンテナ埠頭を有するもののうち、当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化により国際競争力の強化を図ることが特に重要なものを、指定特定重要港湾として指定するものとする。

二、指定特定重要港湾における特定国際コンテナ埠頭の運営の事業に係る認定を受けた運営者に対し、埠頭を構成する行政財産等の貸付制度及び荷さばき施設等の建設等に要する資金の無利子貸付制度を創設する。

三、港湾管理者が各々の条例により定めている入出港届の様式を、国土交通省令において定める。

四、特定港湾以外の港湾における港湾運送事業の参入規制について、免許制から許可制にするとともに、需給調整規制を廃止する。また、同事業の運賃及び料金の設定又は変更について、認可制から事前届出制に

する。

五、検数人等の登録制度を廃止し、検数人等の禁止行為等の規定を削除する。

六、夜間入港の制限に関する規定を削除する。

七、この法律は、一部を除き平成十七年十一月一日から施行する。